

# 第132期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成26年6月20日（金曜日）

午前10時

開催場所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

当行本店9階会議室

（裏表紙のご案内略図をご覧ください。）



信頼の、さらにその先へ。

 **岩手銀行**

The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

## 目次

第132期定時株主総会招集ご通知……………	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	3
第2号議案 定款一部変更の件……………	4
第3号議案 取締役1名選任の件……………	5
第4号議案 監査役1名選任の件……………	6
(添付書類)	
事業報告……………	7
計算書類……………	26
連結計算書類……………	31
監査報告書……………	34
インターネットにより議決権を行使される場合 のお手続きについて……………	37
株主総会会場ご案内略図	

証券コード 8345

平成26年5月30日

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
株式会社 **岩手銀行**  
取締役頭取 高橋真裕

## 第132期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当行第132期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、平成26年6月19日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
当行本店 9階会議室
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 1. 第132期 （平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで） 事業報告および計算書類の内容報告の件  
2. 第132期 （平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監査人  
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

## 4. 議決権の行使についてのご案内

### (1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月19日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

### (2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（37頁から38頁まで）の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、平成26年6月19日（木曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

### (3) 複数回にわたり行使された場合の取扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/index.htm>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。  
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ（<http://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/index.htm>）に掲載いたしますのでご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。この配当方針のもと、第132期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は532,787,550円となります。

これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき30円と合わせ、年間の配当金は1株につき60円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月23日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も適切な人材を広く招聘することができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款に、変更案第28条（社外取締役との責任限定契約）および変更案第36条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設し、これに伴う条数の変更を行うものであります。

なお、変更案第28条の規定を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第6章 計 算 第35条～第38条（条文省略）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 （社外取締役との責任限定契約） 第28条 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第35条（現行どおり）</p> <p>（社外監査役との責任限定契約） 第36条 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、社外監査役との間に、<u>同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 計 算 第37条～第40条（現行どおり）</p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

取締役 佐藤克也氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者は、取締役 佐藤克也氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当行定款の規定により、在任取締役の任期満了の時であります平成27年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 取 締 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当 行 の 株式の数	当行との 特 別 の 利 害 関 係
きくち みきお 菊地 美貴男 (昭和34年12月27日生) (※)	昭和57年4月 当行入行 平成17年6月 同 二戸支店長 平成20年4月 同 法人営業部副部長 平成20年7月 同 法人営業部長 平成22年4月 同 八戸営業部長 平成25年6月 同 仙台営業部長 平成25年7月 同 執行役員仙台営業部長(現任)	600株	なし

(注) (※) 印は新任の取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 成田行穂氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本監査役候補者は、監査役 成田行穂氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当行定款の規定により、前任者の任期満了の時であります平成28年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

#### 監 査 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数	当行との 特別の 利害関係
さとう かつや 佐藤 克也 (昭和30年9月30日生) (※)	昭和53年4月 当行入行 平成16年4月 同 法人営業部長 平成19年6月 同 仙台営業部長 平成21年7月 同 執行役員仙台営業部長 平成22年4月 同 執行役員営業統括部長 平成22年6月 同 取締役営業統括部長 平成24年6月 同 取締役東京営業部長 (現任)	1,700株	なし

(注) (※) 印は新任の監査役候補者であります。

以 上

## 添付書類

# 第132期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果等

#### ① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を主たる営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

#### ② 金融経済環境

平成25年度の国内経済は、政策効果等により家計や企業のマインドが改善し、個人消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がりました。また、企業収益の増加から設備投資に持ち直しの動きが続き、雇用・所得環境が改善していくなかで景気回復の動きが確かなものとなりました。当行が主たる営業基盤とする岩手県内経済につきましても、震災関連工事を主体に公共事業が前年度を大幅に上回ったほか、個人消費が緩やかに回復し、消費者マインドの改善の動きがみられました。

金融市場におきましては、日銀による積極緩和等を背景に円安が進んだほか、企業業績の押し上げ効果等により平均株価は前年比で大幅に上昇しました。また、長期金利は日銀の金融政策の影響等もあり低水準で推移しました。

#### ③ 事業の経過および成果

(当事業年度における主要施策)

当事業年度は、平成25年度から27年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」の初年度として、地域の復興を強力に支援するとともに、次世代を支える新たな産業の育成・振興に注力することにより、地域経済の復興・発展に取り組んでまいりました。

#### ○東日本大震災からの復興に向けた取組み

震災により被災されたお取引先への支援策としましては、復興再生支援チームおよび地域サポート部を中心として、財務支援や事業再興に関するアドバイスのほか、商談会の開催を通じての商材斡旋や販路紹介などを行いました。また、お取引先の資金ニーズにお応えすべく、復興需要への対応と中小零細事業者への支援を目的とした「事業者向け復興支援特別融資制度」の取扱いを開始したほか、共同出資ファンドを通じた復興資金の供給や債権買取りを行いました。

住宅再建への支援策としましては、岩手県内の金融機関と連携しながら各地で相談会を開催し、住宅の新規取得や二重ローンへの対応等のご相談に応じました。

新たな産業の育成と振興に向けた施策としましては、復興庁の『『新しい東北』先導モデル事業』として学校法人龍澤学館、辻・本郷税理士法人と「いわて新事業創造プラットフォーム形成協議会」を設立し、岩手県内の起業家やこれから起業を目指す人たちのための異業種交流会等を開催しました。また、復興に向けた様々な取組みについて情報共有・交換することを目的として復興庁が設置する『『新しい東北』官民連携推進協議会』の設立発起人となり、被災地内外の多様な主体による取組みに関する情報ネットワークの構築に努めました。

その他の取組みとしましては、災害発生時における金融秩序の安定と金融機能・サービスの維持を目的として、当行、東北銀行、北日本銀行の岩手県内3行による「大規模災害等発生時における連携・相互支援に関する協定」を締結し、有事における業務継続に向け相互支援することとしました。

#### ○商品・サービス

法人および事業主のお客さま向けには、個人事業主専用の無担保ビジネスローンの取扱いを開始したほか、不動産担保や個人保証に過度に依存しない動産担保融資（ABL）や、インターネットを通じて全国の個人投資家から資金を募るマイクロ投資プラットフォームの紹介など、お取引先の資金調達手段の多様化ニーズにお応えしました。また、各種商談会の開催を通じたビジネスマッチングに取り組みました。

個人のお客さま向けには、個人ローン分野において、より付加価値の高い住宅ローンをご提供するため、充実した保障内容の保険をセットした「がん団信」「ワイド団信」を導入したほか、消費者ローンについては、利便性向上のため、フリーローンの商品リニューアルを行いました。

預り資産販売におきましては、少額投資非課税制度（NISA）の取扱い開始に合わせて「NISAは≪いわぎん≫キャンペーン」を展開したほか、県外有望マーケットでの販売体制を強化しました。

シニア層のお客さま向けのサービスとしましては、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した教育資金贈与専用口座の取扱いを開始したほか、相続により引き継いだ財産を有効に活用していただくための相続定期預金を発売しました。また、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと協定を締結し、成年後見制度の利用を検討されているお客さまに司法書士の取次ぎを行うサービスを開始しました。

### ○成長産業育成支援

地域産業の育成や競争力強化、雇用創出への取組みとしましては、ものづくり企業や自動車関連企業への支援活動に加え、成長産業分野への支援体制を強化しました。このうち、農業分野においては、当行が設立を支援した「アグリ・コラボ・サークル（ＡＣＣ）」に対して、事業計画の策定を支援するなど、継続的なサポートを行いました。なお、安心安全な岩手県産食材の安定供給を目指すＡＣＣの取組みは、農林水産省による「東北における『攻めの農業』の先進事例」として紹介されました。また、東北地銀４行（当行・青森銀行・秋田銀行・山形銀行）と三菱東京ＵＦＪ銀行の出資による「東北６次産業化サポートファンド」を設立し、事業者への出資やネットワークを活用した経営支援等を行いました。

このほか、再生可能エネルギー分野におきましては、洋野町における北東北最大規模のメガソーラー発電事業に対する金融支援を行いました。

### ○海外進出支援

お取引先企業の海外ビジネス展開にかかる支援メニューの拡大とサポート力の強化に向けて、中国、ベトナム、フィリピンの金融機関と業務提携を行ったほか、経済産業省および外務省が実施する「海外展開一貫支援ファストパス制度」に参加しました。

お取引先の海外販路の開拓支援策としましては、青森銀行、秋田銀行との共同事業である「北東北三行共同ビジネスネット（Netbix）」事業の一環として、「北東北食品ビジネスin香港」を開催しました。金融面の支援策としましては、外貨建取引のニーズにお応えするため米ドル建の新株予約権付社債を発行したほか、お取引先の現地通貨建借入れをサポートするためスタンドバイ・クレジット（信用状）を発行しました。

### ○人材活用・組織

行内の人材活用策としましては、人事部内に人材開発室を設置し、女性行員のキャリア形成支援に向けて、育児休業制度の運用見直しや福利厚生制度の見直しを行うなど、ポジティブ・アクションの推進に努めたほか、多様化する人材の活用に向けて若手行員、嘱託等の育成強化や、お客さまへの接遇スキルとサービス品質の向上を目的とした研修等を実施しました。

組織面では、中期経営計画の施策推進に向けた体制を整備するため、本部内に広報ＣＳＲ室、人材開発室、ＣＳ推進室、プライベートバンキング室、コンプライアンス室を新設しました。

### ○社会貢献活動・CSR活動への取組み

地域社会の持続的発展へ貢献するとともに、地域のみなさまとのコミュニケーションを深めていくことを目的として総合企画部内に広報CSR室を設置し、新たに「みどりの銀行のイーハトーブ宣言」をコンセプトワードとして定め、積極的なCSR活動をスタートしました。当事業年度においては、高校生などを対象とした金融教育活動や、プロバスケットボールチーム「岩手ビッグブルズ」とスポーツを通じた子どもたちとの交流イベントなどを実施したほか、平成28年に開催される「第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会」に対して「国体パートナー」として協賛を行うこととしました。

文化振興事業としましては、国の重要文化財である旧中ノ橋支店の保存修理を行い、今後の活用に向けた草案を策定しました。

### ○店舗・ATM

店舗施策につきましては、一部の大規模店舗において通帳繰越機能付ATMを設置したほか、全店にデジタルサイネージ（電子掲示板）を設置し、ポスター類の電子化により店舗の美化と紙資源の節約に努めました。また、震災後、仮店舗で営業中の野田支店につきましては、平成26年度中の旧市街地への新築計画を策定しました。

### （主要勘定の状況）

#### ○預金等

預金等（譲渡性預金を含む）は、公金預金の減少を主因に期中117億円減少し、期末残高は3兆2,846億円となりました。なお、預り資産のうち投資信託は、期中39億円増加し、期末残高は640億円に、公共債は期中119億円減少し、期末残高は662億円となりました。

#### ○貸出金

貸出金は、公共向け貸出および個人向け貸出が増加したことから、期中277億円増加し、期末残高は1兆6,389億円となりました。

#### ○有価証券

有価証券は、期中1,197億円増加し、期末残高は1兆3,585億円となりました。

(損益の状況)

経常収益は、預り資産関連手数料を中心とした役務取引等収益の増加や貸倒引当金の戻入益の計上等により、前期対比11億59百万円増の463億58百万円となりました。

経常費用は、システム投資にかかる償却費等の経費が増加した一方で、株式等の売却損や償却が減少したことなどから、前期対比2億18百万円減の334億92百万円となりました。

この結果、経常利益は前期対比13億77百万円増の128億66百万円、当期純利益は、同12億82百万円増の76億64百万円となりました。

#### ④ 対処すべき課題

東日本大震災から3年が経過し、本県においては、各地で本格的な復興への動きが加速しつつあるなか、震災後、より顕著となった高齢化や人口減少という地域が抱える諸課題に対して、復興後を見据えた長期かつ永続的な取組みの必要性が高まっております。

こうした状況を踏まえ、当行では平成24年度に向後10年間の取組姿勢を示すべく、「地域社会の牽引役として圧倒的な存在感を示すとともに、トップクオリティバンクとしての地位を確立する」との長期ビジョンを策定しました。この長期ビジョンは、当行が主体的に地域経済を牽引していくことによって、地域のリーディングバンクとしての役割を果たすとともに、接遇力や顧客満足度などのソフト面を充実・強化することを通じて、クオリティナンバーワンの地位を確立することを目指しています。そして、その第1ステージとなるのが、現在進行中の中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」です。

当行は、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」という創業以来の経営理念のもと、多くのステークホルダーのみなさまのご理解とご協力をいただき、地域との共存共栄をめざしてまいりました。今後とも地域の復興・発展に貢献するなかで、業績の向上と健全経営に全力を傾注してまいりますので、益々のご愛顧とお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
預 金	23,190	25,848	30,239	30,332
定期性預金	11,484	11,636	12,309	12,366
その他	11,705	14,212	17,929	17,965
社 債	200	—	—	—
新株予約権付社債	117	104	—	102
貸 出 金	14,735	15,183	16,112	16,389
個人向け	3,391	3,348	3,321	3,439
中小企業向け	4,596	4,669	4,639	4,658
その他	6,748	7,165	8,151	8,290
商品有価証券	0	—	—	—
有 価 証 券	10,034	11,087	12,388	13,585
国 債	3,484	3,866	4,323	4,731
地 方 債	2,133	2,398	2,766	2,930
その他	4,415	4,822	5,298	5,924
総 資 産	25,923	31,766	35,069	35,183
内国為替取扱高	158,063	181,466	190,740	198,394
外国為替取扱高	百万ドル 1,975	百万ドル 262	百万ドル 310	百万ドル 254
経 常 利 益	百万円 8,883	百万円 9,984	百万円 11,489	百万円 12,866
当 期 純 利 益	百万円 1,132	百万円 4,886	百万円 6,382	百万円 7,664
1株当たり当期純利益	円 銭 61 39	円 銭 265 67	円 銭 347 58	円 銭 426 34

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。  
 3. 平成23年度以降の外国為替取扱高は、居住者との間で行う外貨預金取引や外貨貸付（インパクト・ローン）を除いた金額で記載しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
連結経常収益	468	459	452	464
連結経常利益	88	100	115	129
連結当期純利益	11	49	64	77
連結純資産額	1,361	1,468	1,679	1,705
連結総資産	25,926	31,770	35,073	35,167

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,489人	1,497人
平均年齢	39年1月	39年4月
平均勤続年数	16年11月	17年2月
平均給与月額	365千円	365千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
岩手県	92店	(うち出張所 1)	91店	(うち出張所 1)
宮城県	9店	( - )	9店	( - )
青森県	7店	( - )	7店	( - )
秋田県	1店	( - )	1店	( - )
東京都	1店	( - )	1店	( - )
計	110店	(うち出張所 1)	109店	(うち出張所 1)

- (注) 1. 上記の営業店のうち5店(大船渡支店、大槌支店、山田支店、野田支店、気仙沼支店)については仮設店舗で営業を行っているほか、1店(はまゆり支店)については同一建物内において複数店舗が営業する形態(支店内支店)となっております。  
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を221カ所(前年度末220カ所)設置しております。



## (6) 重要な親会社および子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いわぎんビジネスサービス株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	現金の精算・整理業務等	昭和54年9月4日	10百万円	100.0%	—

### (ご参考) 持分法適用関連法人

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いわぎんリース・データ株式会社	盛岡市中ノ橋通一丁目5番31号	電算機による処理受託業務、リース業務等	昭和47年4月1日	30百万円	5.0%	—
株式会社いわぎんディーシーカード	盛岡市中ノ橋通一丁目2番14号	クレジットカード業務、信用保証業務等	平成元年8月1日	20百万円	5.0%	—
株式会社いわぎんクレジットサービス	盛岡市盛岡駅前通14番10-301号	クレジットカード業務、信用保証業務等	平成元年8月1日	20百万円	5.0%	—

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。

5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他当行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職	その他
高 橋 真 裕	取締役頭取(代表取締役)		
斎 藤 雅 博	専務取締役		
田 口 幸 雄	専務取締役		
坂 本 修	常務取締役		
岩 田 圭 司	常務取締役		
加 藤 裕 一	常務取締役		
佐 藤 克 也	取 締 役(東京営業部長)		
荒 道 泰 之	取 締 役(本店営業部長)		
三 浦 茂 樹	取 締 役 (総合企画部長兼広報CSR室長)		
三 浦 宏	取 締 役(社外役員)	株式会社岩手日報社 代表取締役社長	
高 橋 温	取 締 役(社外役員)	三井住友信託銀行株式会社 相談役 京王電鉄株式会社 取締役	
宇 部 文 雄	取 締 役(社外役員)	一般社団法人 東北経済連合会 副会長	
成 田 行 穂	常勤監査役		
宮 舘 壽 喜	常勤監査役(社外役員)		
安 達 孝 一	監 査 役(社外役員)	弁護士	
小 原 忍	監 査 役(社外役員)	株式会社岩手めんこいテレビ 専務取締役	

(注) 1. 平成25年6月21日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって取締役菅野 寛氏、取締役(社外役員)安田善次氏は退任いたしました。

2. 常勤監査役(社外役員)宮舘壽喜氏、監査役(社外役員)安達孝一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	14名	300 (135)
監 査 役	4名	47 (3)
計	18名	347 (139)

(注) 1. 支給人数には、平成25年6月21日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。

2. 上記には、当年度に繰入した役員賞与引当金23百万円（取締役22百万円、監査役1百万円）、当事業年度中に退職した役員に支払った退職金と当該役員に対する過年度の役員退職慰労引当金との差額10百万円（取締役10百万円）、第131期定時株主総会の決議により打ち切り支給した役員退職慰労金未払金49百万円（取締役47百万円、監査役2百万円）、株式報酬型新株予約権55百万円（取締役55百万円）を含めており、これらの合計額を括弧内に内書きしております。

3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬として43百万円（使用人分給与34百万円、使用人分賞与9百万円）を支給しております。

4. 第131期定時株主総会で定められた取締役および監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。

取締役 年額260百万円以内

（ただし使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）

株式報酬型新株予約権 年額80百万円以内

監査役 年額60百万円以内

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
三浦 宏	株式会社岩手日報社 代表取締役社長 株式会社IBC岩手放送 取締役 株式会社エフエム岩手 取締役 岩手ケーブルテレビジョン株式会社 取締役 株式会社アイシーエス 取締役 第一商事株式会社 取締役
高橋 温	三井住友信託銀行株式会社 相談役 京王電鉄株式会社 取締役
宇部 文雄	一般社団法人 東北経済連合会 副会長
宮舘 壽喜	岩手県オイルターミナル株式会社 監査役 公益財団法人 岩手県市町村振興協会 監事 一般社団法人 岩手県文化財愛護協会 監事
安達 孝一	弁護士
小原 忍	株式会社岩手めんこいテレビ 専務取締役 株式会社マ・シェリ 代表取締役社長

(注) 当行は、三浦宏氏が代表取締役を務める株式会社岩手日報社および小原忍氏が代表取締役を務める株式会社マ・シェリと通常の銀行取引があります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
三浦 宏	4年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
高橋 温	2年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宇部 文雄	9月	平成25年6月21日就任以来開催の取締役会11回のうち10回に出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宮舘 壽喜	1年9月	当期開催の取締役会14回および監査役会14回の全てに出席しております。	行政経験者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
安達 孝一	2年9月	当期開催の取締役会14回および監査役会14回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。
小原 忍	1年9月	当期開催の取締役会14回および監査役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。

## (3) 責任限定契約

該当事項はありません。

## (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	37 (2)	—

- (注) 1. 支給人数には、平成25年6月21日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれております。
2. 上記には、当年度に繰入した役員賞与引当金と役員退職慰労金未払金の合計額2百万円（社外取締役0百万円、社外監査役2百万円）を含めており、この額を括弧内に内書きしております。

## (5) 社外役員の意見

上記(1)から(4)の内容に対する社外役員の意見はありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 49,450千株  
発行済株式の総数 18,497千株  
(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 7,382名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	856千株	4.82%
株式会社三菱東京UFJ銀行	703	3.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	679	3.82
岩手県企業局	611	3.44
岩手県	576	3.24
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリュースタックスエグゼクティブペンションファンズ	494	2.78
明治安田生命保険相互会社	481	2.70
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	342	1.92
岩手銀行行員持株会	323	1.82
住友生命保険相互会社	300	1.68

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行は、自己株式738千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
3. 持株比率は、自己株式を控除して算出してあり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第1回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成25年7月24日 ③ 新株予約権の数 134個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 13,400株 ⑤ 新株予約権の行使時期 平成25年7月25日から平成55年7月24日まで ⑥ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	9名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 福田 厚 指定有限責任社員 奥村 始史 指定有限責任社員 成田 孝行	54	ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に伴うコンフォートレター作成業務等に係る報酬

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。

2. 当年度中に、平成25年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
3. 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は63百万円であります。

## (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

## (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に諮る方針です。

## 7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当行の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築いたします。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底いたします。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。

コンプライアンス体制としましては、常務会に準ずる機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。また、コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部および営業店全店に法令遵守担当者を配置しております。一方、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。

## **(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。

## **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するとともに、リスク管理が適切に行われるための体制を構築いたします。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。

取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理は常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。

大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示するため、「緊急時対応マニュアル」を定めております。

## **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。

取締役は、「業務執行規程」および「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に明確にして行う体制としております。

## **(5) 当行および当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役の中からグループ会社の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」および「関連会社運営要領」に基づき、関係部署がグループ会社における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。

また、連結経営に対応したグループ会社の監視・監督を実効的かつ適正に行うために、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査役による業務監査および会計監査人による外部監査を実施しております。

一方、当行と当行グループ会社間の取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っております。

また、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役と監査役が意見交換することとしております。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役等の執行部門の指揮を離れ、監査役の指示、命令に従うこととしております。

また、取締役は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動および考課を行う場合には、監査役の意見を求めることとしております。

**(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。また、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査役に対し速やかに報告いたします。

取締役および使用人は、監査役が当行の業務および財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を担保しております。また、監査役は、内部監査部署および会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

## **9. 会計参与に関する事項**

該当事項はありません。

## **10. その他**

該当事項はありません。

# 第132期末 (平成26年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現預金	335,311	預金	3,033,234
現預金	26,141	当座預金	51,184
コ買金	309,170	普通預金	1,655,079
有価証券	146,029	貯蓄定期預金	56,566
国債	7,161	通知定期預金	4,604
地方債	4,984	他定期預金	1,217,410
国債	1,358,573	預金	19,259
地方債	473,104	預金	29,128
株式	293,031	預金	251,410
債券	399,669	預金	11,143
式証券	40,663	預金	11,143
形付越替	152,104	預金	11
替	1,638,911	預金	0
用益	3,580	預金	11
品	97,903	預金	10,292
産	1,377,689	預金	21,417
物	159,737	預金	1,875
地	1,184	預金	2,725
産	1,171	預金	723
定	9	預金	10
資	3	預金	647
産	5,931	預金	2,902
用	79	預金	249
益	3,965	預金	12,282
品	9	預金	23
産	1,877	預金	1,552
物	16,756	預金	324
地	5,216	預金	229
産	8,560	預金	9,634
定	1,157	預金	7,558
資	108	預金	3,346,830
産	1,714	預金	12,089
ア	2,666	預金	4,811
産	1,255	預金	4,811
用	1,371	預金	126,639
返	39	預金	7,278
金	3,072	預金	119,361
	7,558	預金	836
△9,803	△9,803	預金	110,080
		預金	8,444
		預金	△3,734
		預金	139,806
		預金	32,065
		預金	△418
		預金	31,647
		預金	55
		預金	171,508
資 産 の 部 合 計	3,518,339	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,518,339

# 第132期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	46,358	特 別 利 益	10
資 金 運 用 収 益	35,244	固 定 資 産 処 分 益	10
貸 出 金 利 息	20,714	特 別 損 失	226
有 価 証 券 利 息 配 当	14,019	固 定 資 産 処 分 損 失	178
コ ー ル ロ ー ン 利 息	204	減 損 損 失	48
預 け 金 利 息	194	税 引 前 当 期 純 利 益	<u>12,650</u>
そ の 他 の 受 入 利 息	112	法人税、住民税及び事業税	3,421
役 務 取 引 等 収 益	7,103	法人税等調整額	1,564
受 入 為 替 手 数 料	2,374	法人税等合計	<u>4,985</u>
そ の 他 の 役 務 収 益	4,729	当 期 純 利 益	<u>7,664</u>
そ の 他 業 務 収 益	924		
外 国 為 替 売 買 益	90		
商 品 有 価 証 券 売 買 益	3		
国 債 等 債 券 売 却 益	825		
金 融 派 生 商 品 収 益	5		
そ の 他 の 業 務 収 益	0		
そ の 他 経 常 収 益	3,085		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,181		
株 式 等 売 却 益	166		
金 銭 の 信 託 運 用 益	4		
そ の 他 の 経 常 収 益	732		
経 常 費 用	33,492		
資 金 調 達 費 用	1,717		
預 金 利 息	1,206		
讓 渡 性 預 金 利 息	87		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	2		
借 用 金 利 息	135		
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	212		
そ の 他 の 支 払 利 息	73		
役 務 取 引 等 費 用	2,655		
支 払 為 替 手 数 料	385		
そ の 他 の 役 務 費 用	2,270		
そ の 他 業 務 費 用	553		
国 債 等 債 券 売 却 損	43		
国 債 等 債 券 償 還 損	433		
社 債 発 行 費 償 却	76		
営 業 経 常 費 用	27,802		
そ の 他 経 常 費 用	762		
貸 出 金 償 却	22		
株 式 等 償 却	76		
債 権 売 却 損	216		
そ の 他 の 経 常 費 用	446		
経 常 利 益	<u>12,866</u>		

# 第132期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	12,089	4,811	4,811
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-
当期純利益	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	12,089	4,811	4,811

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
固定資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	7,278	874	106,080	8,952	123,185	△4,120	135,965
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△1,175	△1,175	-	△1,175
固定資産圧縮積立金の積立	-	3	-	△3	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	△40	-	40	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	4,000	△4,000	-	-	-
当期純利益	-	-	-	7,664	7,664	-	7,664
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△2,648	△2,648
自己株式の消却	-	-	-	△3,035	△3,035	3,035	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△37	4,000	△508	3,453	386	3,840
当期末残高	7,278	836	110,080	8,444	126,639	△3,734	139,806

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	31,981	△524	31,457	—	167,423
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,175
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	7,664
自己株式の取得	—	—	—	—	△2,648
自己株式の消却	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	83	106	189	55	245
当期変動額合計	83	106	189	55	4,085
当期末残高	32,065	△418	31,647	55	171,508

# 第132期末 (平成26年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	335,311	預 金	3,033,161
コールローン及び買入手形	146,029	譲 渡 性 預 金	251,260
買入金銭債権	7,161	借 用 金	11,143
金銭の信託	4,984	外 国 為 替	11
有 価 証 券	1,358,979	新株予約権付社債	10,292
貸 出 金	1,638,911	そ の 他 負 債	21,440
外 国 為 替	1,184	役員賞与引当金	23
そ の 他 資 産	5,932	退職給付に係る負債	1,959
有形固定資産	16,756	役員退職慰労引当金	5
建 物	5,216	睡眠預金払戻損失引当金	324
土 地	8,560	偶発損失引当金	229
リース資産	1,157	繰延税金負債	8,799
建設仮勘定	108	支 払 承 諾	7,558
その他の有形固定資産	1,714	負債の部合計	3,346,210
無形固定資産	2,666	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,255	資 本 金	12,089
リース資産	1,371	資 本 剰 余 金	4,811
その他の無形固定資産	39	利 益 剰 余 金	127,230
退職給付に係る資産	1,104	自 己 株 式	△3,738
繰延税金資産	6	株 主 資 本 合 計	140,392
支払承諾見返	7,558	その他有価証券評価差額金	32,074
貸倒引当金	△9,803	繰延ヘッジ損益	△418
		退職給付に係る調整累計額	△1,529
		その他の包括利益累計額合計	30,126
		新株予約権	55
		純資産の部合計	170,574
資産の部合計	3,516,784	負債及び純資産の部合計	3,516,784

# 第132期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	46,423	特 別 利 益	10
資 金 運 用 収 益	35,244	固 定 資 産 処 分 益	10
貸 出 金 利 息	20,714	特 別 損 失	226
有 価 証 券 利 息 配 当 金	14,018	固 定 資 産 処 分 損	178
コ ー ル ロ ー ン 利 息	204	減 損 損 失	48
及 び 買 入 手 形 利 息	194	税金等調整前当期純利益	12,709
預 け 金 利 息	112	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,424
そ の 他 の 受 入 利 息	112	法 人 税 等 調 整 額	1,564
役 務 取 引 等 収 益	7,119	法 人 税 等 合 計	4,988
そ の 他 業 務 収 益	924	少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	7,720
そ の 他 経 常 収 益	3,135	少 数 株 主 利 益	-
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,181	当 期 純 利 益	7,720
そ の 他 の 経 常 収 益	954		
経 常 費 用	33,498		
資 金 調 達 費 用	1,717		
預 金 利 息	1,206		
譲 渡 性 預 金 利 息	87		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	2		
及 び 売 渡 手 形 利 息	135		
借 用 金 利 息	285		
そ の 他 の 支 払 利 息	285		
役 務 取 引 等 費 用	2,655		
そ の 他 業 務 費 用	553		
営 業 経 費	27,808		
そ の 他 経 常 費 用	762		
そ の 他 の 経 常 費 用	762		
経 常 利 益	12,925		

# 第132期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,089	4,811	123,720	△4,125	136,496
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△1,175	－	△1,175
当期純利益	－	－	7,720	－	7,720
自己株式の取得	－	－	－	△2,648	△2,648
自己株式の消却	－	－	△3,035	3,035	－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	3,509	386	3,896
当期末残高	12,089	4,811	127,230	△3,738	140,392

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	31,988	△524	－	31,463	－	167,960
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△1,175
当期純利益	－	－	－	－	－	7,720
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△2,648
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	85	106	△1,529	△1,337	55	△1,282
当期変動額合計	85	106	△1,529	△1,337	55	2,614
当期末残高	32,074	△418	△1,529	30,126	55	170,574

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

株式会社 岩手銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 厚 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田 孝行 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

株式会社 岩手銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 厚 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田 孝行 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録および決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社等については、子会社等の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月13日

株式会社 岩手銀行 監査役会

常勤監査役 成 田 行 穂 ㊟

常勤監査役 宮 舘 壽 喜 ㊟

(社外監査役)

社外監査役 安 達 孝 一 ㊟

社外監査役 小 原 忍 ㊟

以 上

## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）  
※ 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月19日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ	
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）	
電 話	0120-173-027（通話料無料）
受付時間	午前9時から午後9時まで

## 株主総会会場ご案内略図

会場 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
岩手銀行本店9階会議室  
電話 (019) 623-1111 (代表)

